



島根県報

令和7年9月30日（火）

号外 第 9 5 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 2

【病院局規程】

島根県病院局職員就業規程の一部改正 2

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第9号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第11項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第19条の2第5項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「規定する部分休業」の次に「（1日につき2時間を超えない範囲内で請求するものに限る。）」を加える。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第8号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第30条第11項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第30条の2第5項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「規定する部分休業」の次に「（1日につき2時間を超えない範囲内で請求するものに限る。）」を加える。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。